

個人年金保険料税制適格特約条項（S60） 目次

この特約の概要

第1条 特約の締結

第2条 税制適格のための特別取扱

第3条 特約の消滅とみなす場合

第4条 特約の解約

個人年金保険料税制適格特約条項（S60）

（平成22年4月2日改正）

（この特約の概要）

この特約は、つぎの各号に定める保険契約に付加することにより、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。

なお、付加されている家族年金支払特約、一時払年金増額特約、一時払年金増額特約（S62）、年金増額特約または生存保障型年金増額特約以外の特約の保険料は所得税法に定める「個人年金保険料」に該当しません。

- (1) 終身年金保険「長寿年金」
- (2) 個人年金保険
- (3) 個人年金保険（S62）
- (4) 個人年金保険（H8）
- (5) 生存保障型個人年金保険
- (6) 5年ごと配当付個人年金保険
- (7) 5年ごと利差配当付個人年金保険
- (8) 予定利率変動型無配当個人年金保険

第1条（特約の締結）

この特約は、主契約の契約日以後、保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。ただし、主契約がつぎの各号のすべてに該当する場合に限ります。

- (1) 年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
- (2) 年金受取人は被保険者と同一人であること
- (3) 保険料払込期間は10年以上であること
- (4) 年金の種類が確定年金または保証期間付有期年金の場合、年金支払開始日における被保険者の年齢は60歳以上で、かつ、年金支払期間は10年以上であること

第2条（税制適格のための特別取扱）

1. この特約が付加されている主契約が個人年金保険契約、個人年金保険（S62）契約、個人年金保険（H8）契約、生存保障型個人年金保険契約、5年ごと配当付個人年金保険契約または5年ごと利差配当付個人年金保険契約の場合には、主契約の普通保険約款（この特約以外の付加されている特約の特約条項を含み、以下本項において「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款に定める年金のいずれかについて、年金の一括払の請求があったときは、同時に他の年金についても年金の一括払の請求があったものとして取り扱います。
- (2) 主約款の規定により割り当て、つぎの事業年度の年単位の契約応当日に分配する契約者配当金は、年金支払開始日以前はつぎの(ア)に定める方法により分配し、年金支払開始日後は保険契約者が年金支払開始日前に選択したつぎの(イ)または(ウ)のいずれかの方法により分配します。ただし、主契約が5年ごと配当付個人年金保険契約もしくは5年ごと利差配当付個人年金保険契約の場合または主契約に介護割増年金特約（H13）もしくは夫婦介護割増年金特約（H13）が付加されている場合には、(イ)の方法により分配します。
- (ア) 利息をつけて積み立てる方法

この場合には、つぎの事業年度の年単位の契約応当日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立て置き、主契約が年金支払開始日まで継続した場合には、年金支払開始日に、その時までに積み立てられた契約者配当金を、基本年金額の増額のための一時払保険料（主契約が個人年金保険（S62）契約の場合、主契約の普通保険約款第49条（契約者配当金の支払）第8項に定める請求があったときは、増額確定年金の一時払保険料とします。以下本項において同じ。）に充当します。ただし、年金支払開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。

(イ) 現金で支払う方法

この場合には、つぎの事業年度の年単位の契約応当日に、年金とともに年金受取人に支払います。また、主約款の規定により年金が一括払されているときは、つぎの事業年度の年単位の契約応当日以後、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立て置き、保証期間経過後、最初に到来する年金支払日以後の年金支払日に、当会社の定める取扱にもとづき分割して年金とともに年金受取人に支払います。ただし、年金の一括払が行われた後、残余保証期間中に被保険者が死亡したときは、その時までに積み立てられた契約者配当金を年金受取人に支払います。

(ウ) 年金保険の買増にあてて方法

この場合には、つぎの事業年度の年単位の契約応当日に、年金額を定額とする年金保険（以下「増加年金」といい、増加年金の種類は主約款の規定のとおりとします。）の一時払保険料に充当し、その増加年金の年金は基本年金とともに、基本年金の年金受取人に支払います。また、主約款の規定により年金が一括払されているときは、つぎの事業年度の年単位の契約応当日以後、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置き、保証期間経過後、最初に到来する年金支払日以後の年金支払日に、当会社の定める取扱にもとづき分割して年金とともに年金受取人に支払います。ただし、年金の一括払が行われた後、残余保証期間中に被保険者が死亡したときは、その時まで積み立てられた契約者配当金を年金受取人に支払います。

- (3) 当会社が支払うべきつぎに定める返還金または保険料前納金の残額があるときは、これを支払うべき日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置き、主契約が年金支払開始日まで継続した場合には、基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。ただし、年金支払開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。

(ア) 主約款の規定による契約内容の変更が行われた場合に支払うべき返還金

(イ) 主契約に付加されている特約が解約された場合に支払うべき返還金

(ウ) 保険料の前納期間が満了した場合または主契約が払済保険に変更された場合に支払うべき保険料前納金の残額

- (4) 年金支払開始日の前日に貸付金の元利金があるときは、当会社の定める取扱にもとづき保険契約者の選択したつぎに定めるいずれかの方法により貸付金の元利金の返済を取り扱います。ただし、貸付金の元利金が当会社の定める金額をこえる場合には、主契約の責任準備金（特約の責任準備金を含みます。）から貸付金の元利金を差し引き、差引後の金額を一時に保険契約者に支払い、主契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。

(ア) 貸付金の元利金を当会社が支払うべき年金の全部または一部から差し引く方法

この場合の返済金額は、当会社の定める範囲内で取り扱います。

(イ) 主約款の年金の一括払の規定により貸付金の元利金を未払年金から差し引く方法

- (5) 保険契約の内容の変更についてはつぎに定めるところによります。

(ア) 第1条（特約の締結）第3号および第4号の規定に該当しないこととなる主約款の規定による契約内容の変更は取り扱いません。

(イ) 年金受取人の変更は取り扱いません。

(ウ) 払済保険への変更は、契約日からその日を含めて10年以上の期間にわたって保険料が払い込まれ有効に継続している場合に限り取り扱います。

(エ) 主約款の規定による契約内容の変更または付加されている特約の解約を行う場合は、支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引かないものとし、主約款の規定による契約内容の変更または付加されている特約の解約により貸付金の元利金が解約返還金額（特約の解約返還金額を含みます。）をこえることとなる場合は、主約款の規定による契約内容の変更または付加されている特約の解約を取り扱いません。

2. この特約が付加されている主契約が終身年金保険「長寿年金」契約の場合には、主契約の普通保険約款（この特約以外の付加されている特約の特約条項を含み、以下本項において「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金の一括払は取り扱いません。

(2) 主契約の保険料が払い込まれないまま契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに障害年金の支払事由が発生したときは、当会社は未払込保険料を支払うべき障害年金から差し引きます。この場合、第1回の基本年金額から差引後も不足を生じるときは、順次その後の基本年金額から差し引きます。

(3) 猶予期間中に障害年金または基本年金の支払事由が発生したときは、第2号の規定を適用します。

(4) 被保険者の申出があったときに毎月の年金の支払にかえて3か月分、半年分または1年分の年金現価を支払う方法は取り扱いません。ただし、年金支払開始の際、将来の年金についても1年分の年金現価を受け取る申出があったときは、1年分の年金現価を支払う方法を取り扱います。

1回の支払額が当会社の定める金額に満たないときは、毎月の年金の支払にかえて、1年分の年金現価を支払う方法によります。

(5) 主約款の規定により割り当て、つぎの事業年度の年単位の契約応当日に支払う配当金は、年金支払開始日以前は、つぎの事業年度の年単位の契約応当日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置き、年金支払開始日に年金増額のための保険料に充当します。ただし、年金支払開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡給付金または災害死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。

(6) 当会社が支払うべきつぎに定める返還金または保険料前納金の残額があるときは、これを支払うべき日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置き、年金支払開始日に年金増額のための保険料に充当します。ただし、年金支払開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡給付金または災害死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。

(ア) 主約款の規定による契約内容の変更が行われた場合に支払うべき返還金

(イ) 主契約に付加されている特約が解約された場合に支払うべき返還金

(ウ) 保険料の前納期間が満了した場合または主契約が払済年金保険に変更された場合に支払うべき保険料前納金の残額

(7) 年金支払開始日の前日に貸付金の元利金があるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。

(ア) 当会社の定める取扱にもとづき貸付金の元利金を当会社が支払うべき年金の全部または一部から差し引きます。

ただし、貸付金の元利金が当会社の定める金額をこえる場合には、主契約の解約返還金（障害年金支払開始の場合は、責任準備金）および特約の解約返還金の合計額から貸付金の元利金を差し引き、差引後の金額を一時に保険契約者に支払い、主契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。

- (イ) 主約款の規定による年金支払方法の選択は取り扱いません。
- (8) 保険契約の内容の変更についてはつぎに定めるところによります。
 - (ア) 第1条（特約の締結）第3号の規定に該当しないこととなる保険料払込期間の繰上は取り扱いません。
 - (イ) 払済年金保険への変更は、契約日からその日を含めて10年以上の期間にわたって保険料が払い込まれ有効に継続している場合に限り取り扱います。
 - (ウ) 基本年金額の減額を行うときは、支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引かないものとし、内容の変更により貸付金の元利金が解約返還金額（特約の解約返還金額を含みます。）をこえることとなる場合は、その内容の変更を取り扱いません。
- 3. この特約が付加されている主契約が予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、保険契約の内容の変更についてつぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第1条（特約の締結）第3号および第4号の規定に該当しないこととなる主契約の普通保険約款の規定による契約内容の変更は取り扱いません。
 - (2) 年金受取人の変更は取り扱いません。
 - (3) 払済保険への変更は、契約日からその日を含めて10年以上の期間にわたって保険料が払い込まれ有効に継続している場合に限り取り扱います。

第3条（特約の消滅とみなす場合）

- 1. つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
 - (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由が生じたとき
 - (3) 保険契約者の変更により、第1条（特約の締結）第1号の規定に該当しないこととなったとき
- 2. 第1項の規定によりこの特約が消滅した場合、第2条（税制適格のための特別取扱）第1項第3号および第2項第6号の規定により当会社に積み立てて置いた返還金または保険料前納金の残額があるときは、それらを保険契約者（死亡給付金または災害死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。この場合、貸付金の元利金があるときは、返還金または保険料前納金の残額をそれらの元利金の返済にあてます。

第4条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。